

平成24年3月6日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	遠藤	健治君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐兼 總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 德憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局 長

高橋 一清 君

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

議事日程 第1号

平成24年3月6日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 平成23年陳情14の1 死別の父子家庭（ひとり親支援）に関する要望
 - 第 6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

本日より3月定例会でございます。

ことしは復興元年ということで、予算審議なされるわけですが、まだまだ復旧・復興に向けては時間がかかると思いますが、慎重なご審議をお願いし、一日も早い復旧・復興になるように、議員の皆さんのお力添えをお願いしたいと思っております。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回南三陸町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番星 喜美男君、8番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から3月23日までの18日間とし、うち休会を10日、11日、17日、18日、20日、21日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

過日開催されました宮城県町村議会議長会定期総会におきまして、西條栄福君、鈴木春光君

が永年在職議員として、全国町村議会議長会及び宮城県町村議会議長会より表彰を受けられました。ここで先例により表彰状の伝達を行います。

西條栄福君、鈴木春光君、前へお進みください。

〔15番西條栄福君、12番鈴木春光君〕

○議長（後藤清喜君） 表彰状。

宮城県南三陸町 西條栄福殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興・発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月9日。

全国町村議会議長会 会長 高橋 正 代読。

おめでとうございます。(拍手)

あわせて、宮城県議長会からも表彰を受けておりますので、一緒にお渡しします。まことに
おめでとうございます。(拍手)

表彰状。

宮城県南三陸町 鈴木春光殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興・発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月9日。

全国町村議会議長会 会長 高橋 正 代読。

おめでとうございます。(拍手)

あわせて、宮城県議長会からも表彰を受けておりますので、一緒にお渡しします。まことに
おめでとうございます。(拍手)

西條栄福君、鈴木春光君、まことにおめでとうございます。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付をしたとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情審査報告書1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、山内孝樹君、高橋兼次君、星 喜美男君、三浦清人君、大瀧りう子君、

菅原辰雄君、鈴木春光君、山内昇一君、千葉伸孝君、小山幸七君、以上10名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま事務局をして朗読、説明のあったとおりでございます。

さらに、書面で提出しております事務調査の報告のとおりでございますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） ただいま事務局の朗読、説明のとおりでございます。我々、産業建設常任委員会では、現地並びに聞き取り調査の結果報告となっておりますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。
- 8番（菅原辰雄君） ただいま事務局をして朗読したとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番及川 均君。
- 11番（及川 均君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。よろしくお取り計らいを願います。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。
- 10番（大瀧りう子君） ただいま事務局朗読のとおりであります。目的といたしまして、臨時会の議案審議、定例会の一般質問及び議会審議の状況を、議会だよりを通じまして住民に周知するためのものであります。議会だよりNo.24号で住民に周知しておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特

別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。
- 15番（西條栄福君） ただいま事務局をしての朗読のとおりでございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

次に、土地売買調査特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。
- 15番（西條栄福君） ただいま事務局をしての朗読のとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。
- 議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で土地売買調査特別委員会調査報告を終わります。

日程第4 行政報告

- 議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第2回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

東日本大震災が発生した昨年(2011年)の3月11日から、間もなく1年がたちます。ご承知のとおり、未曾有の大震災は本町に甚大な被害をもたらし、多くの方々の尊い生命や財産が失われてしまいました。

町民の皆様方におかれましては、この一年、筆舌に尽くしがたい大変なご苦勞をされたものと思っております。これまでの間、町の復旧・復興に当たっていただきました町内外の多くの方々に対し、改めて感謝を申し上げる次第であります。

本町は、ことしを復興元年と位置づけ、町の再建に向けてスピード感をもって、各種復興事業を推し進めてまいり所存であります。

今月11日には、本町総合体育館におきまして、震災の犠牲となられました多くの方々に対し哀悼の誠を捧げるとともに、町の復興を遂げていく決意を新たにすべく、東日本大震災犠牲者南三陸町追悼式を執り行います。

その概要といたしましては、午後2時46分に1分間の黙禱をいたし、その後、時を同じくして東京・国立劇場で開催されます国主催の追悼式において行われる内閣総理大臣の式辞、そして天皇陛下のお言葉を、本町追悼式の会場において中継映像としてごらんをいただくことといたしております。

また、今回の追悼式では、震災の犠牲となられた多くの方々を町として追悼させていただきこととあわせ、本町が大震災からの復旧・復興を経て、新しい町へと再生・発展することへの願いを込め、小学生の子供たち自らが作詞をいたしました「未来を歌に」を、震災の犠牲となられた方々、そしてご参列をいただく多くの皆様方に贈る予定となっております。年度末のご多用の時期とは存じますが、多くの皆様方にご臨席を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、本町の医療・福祉の再建に対する台湾赤十字社からの財政支援について、ご報告をさせていただきます。

本町の保健・医療・福祉関連施設の再建につきましては、これまで日本赤十字社を通じ、台湾赤十字社に対し支援の要請を行ってまいりましたが、このほど、台湾赤十字社から20億円の支援を賜ることが決定いたしました。施設の整備に当たっては、台湾赤十字社からの財政支援資金をもとに、宮城県地域医療復興計画に基づく地域医療再生基金の活用をあわせ、これを進めていく考えであります。

ご支援をいただきます台湾赤十字社様並びに台湾の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げますとともに、今後できる限り早い時期に、保健・医療・福祉の一体的な施設の整備を

現するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、独立行政法人都市再生機構との間で、復興まちづくりの推進に向けた覚書を取り交わしておりますので、ご報告をさせていただきます。

今月2日、本町における都市計画事業や災害公営住宅整備事業など幅広い分野において、相互に協力し、復興まちづくり事業を円滑に推進するための覚書を、都市再生機構との間で取り交わしております。

都市再生機構は、復興まちづくり事業の実績や事業を推進するためのノウハウ、組織力を有しておりますことから、今後、本町が復興まちづくり事業を推進していくに当たり、その総合力に大いに期待をさせていただいているところであります。

次に、復興交付金の内示についてご報告をさせていただきます。

今月2日付で、復興大臣から、東日本大震災復興交付金の第1回申請分について、その交付可能額が通知をされました。本町関係事業分の配分額は、総額53億8,000万円と内示をされております。この内示額には、県事業分として実施する国道398号線に係る整備事業費等約16億8,000万円が含まれており、本町単独事業分としては、防災集団移転促進関係事業費等に対し約37億円が内示されております。

なお、現在、今月末を期限とする第2回目の交付申請に向けて、事務作業を続けている状況であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告、監査報告ともに対し伺いたいところがあれば、休憩間に伺ってください。

なお、監査委員に対する質疑も含むものといたします。

午前10時31分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（後藤清喜君） ほかに。ないようでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事請負契約等の行政報告に対する質疑を許します。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど建設課長の方から、この変更契約についての説明がなされたわけでありまして。私もこれを配付されて目を通したときに、これは随分変更があるなど、工事全部が変更になったなどということ、一体どうしたんだろうということでおったわけでありまして

が、急を要する工事だということで、きちんとした設計も組まないままに、とにかく急ぎだということで発注したという形になったかと思うんですが、それにしても余りにも金額の差がありすぎるのかなと。中には半分でやられている。10%、20%の誤差というのはわかるんですが、余りにも50%の差というのは、一体本当に最初の予算の見積もりというのがどんな取り方をしたのかなと非常に不思議に思ったわけなんです。その辺のところをもう少し詳しく説明していただかないと。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） ご指摘のとおり、本来であれば測量して、それから地盤にあわせて設計を組んでいくところがございます。実際のところコンサルの方も、この災害査定といえますか、そちらの調査設計というところで、なかなかそういうところも非常に難しい状況でございましたし、仮にそういうコンサルに頼んでもなかなか時間的に、多分3カ月ぐらい、できあがって発注するまでかかるのではないかと。それから発注して業者を決めていくということになると、漁民の皆さんがワカメとかいろいろ漁業をこれから再興していく中で、とてもそういう物揚げ場の復旧というのは間に合わないということで、全部で19漁港ございます。それをしっかり調査をしたかったんですけども、標準断面ということで全部同じような仕様の中で、現地とは若干異なる場所も多々あると思うんですけども、その中であと漁民の皆さんの要望をしっかり入れていかなければいけないと。

今回の要望につきましては、減額の方で要望を満たすことができたんですけども、必ずしも減額の方だけでこの要望というのは満たされるものではありませんので、それらも加味しながら、応急工事としてしっかり対処できるような標準断面で発注させていただきました。これもいろいろ防波堤とかこういう護岸との絡みとか、いろいろ漁民の皆さんが、こちらでかさ上げしたいところとは別のところにかさ上げをしてほしいとか、そういう要望もございましたので、やはり各漁港ともこの標準設計のとおり、漁民の皆さんと調整した結果、行かなかったと。それで、現地の状況にあわせて、最後に精算させていただいたという形でございます。今の応急工事については、大体漁民の皆さん、つくったもので、とりあえず不自由ではありませんけれども何とか使えているので、結果的に見ますと、変更は大きかったんですけども、一応応急的に物揚げ場の整備については何とかできたのではないかと考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 地元の漁業者の方々といろいろ意見を調整しながら工事が進んだということも知っております。私は、逆に予算が足りなくなったのかなという思いしたんです。

いろんな要望がいっぱいありましたのでね。そうしたら、見たら逆に減額という変更があったものですからね。地元の漁師の方々は、予算がないから仕方ないからこれしかできないんだというような感覚でいたったものですから、何か逆の結果になったなということで今思っていたんですが、いずれにしても応急ということで今進められたということでありまして、これから2年間、24年度、25年度でもって復旧工事に取りかかるわけでありまして。極力、時間が余りたないうちに、とにかく設計屋さんなんかも数が限られておるし、あるいは業者さんなども限られておるということはわかっておりますが、何せ水産物を水揚げするには待ったなしの状況で今いますので、一日も早くこの続きの復旧に向けての工事を急いでもらいたいというふうに思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今回、補正予算と当初予算で漁港の復旧を上げておりますけれども、ここにつきましても各地区と懇談をしていろいろその要望等聞いてまいりました。

今回の変更したこの応急工事につきましては、査定の結果、物揚げ場については1メートルちょっと前にコンクリートをとめて、すべて物揚げ場をもたせるということで、応急工事したのについてはすべて解体撤去になります。そして、新たに整備をするという形になりますので、とりあえず早急に工事を発注して本復旧に着手できればと、このように考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。ないようでありますので、以上で工事請負契約等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 平成23年陳情14の1 死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する
要望

○議長（後藤清喜君） 日程第5、平成23年陳情 14の1 死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する要望を議題といたします。

本陳情について、民生教育常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されてお

ますので、職員をして朗読させます。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。
- 8番（菅原辰雄君） それでは、付託されました「死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する要望」について報告いたします。

本委員会に付託されたこの案件につきましては、平成24年1月19日、さらには2月1日に民生教育常任委員会を開催し、「死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する要望書」ということで審査をいたしました。

結果的には、本報告書のとおり採択といたしました。理由といたしまして、従前より母子家庭においては、ひとり親家庭として国の法制度が整備されております。本要望書は、父子家庭も同じような支援対象にするようにということであります。さらに、本要望書は、死別の父子家庭としておりますし、今回の地震津波災害により多くの方々がそういう状況に置かれているものと認識し、委員会といたしましては全会一致で採択と決定したものでございますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

- 議長（後藤清喜君） 委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、平成23年陳情14の1を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものです。本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、平成23年陳情14の1は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6 一般質問

- 議長（後藤清喜君） 日程第6、一般質問を行います。

通告1番山内孝樹君。質問件名、震災後の文化財保護の推進と学習指導における文化財の取り組み。以上1件について、一問一答方式による山内孝樹君の登壇発言を許します。6番山

内孝樹君。

〔6番 山内孝樹君 登壇〕

○6番（山内孝樹君） 6番山内孝樹でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告をしておりました1点をこれより質問してまいりたいと、このように思います。

改めまして、質問事項は、震災後の文化財保護の推進と学習指導における文化財の取り組みであります。

東日本大震災から1年を迎えることとなります。甚大な今にして被害は言うまでもなく、町の姿は跡形にもない、すべてが一瞬に消え、ともに先人が残した幾多の知恵と教えが蓄積されてきた町の歴史も、震災という空前の自然災害にただ駆逐されてしまいました。歴史は繰り返されると言いますが、復興に向けた一步が新たな町の歴史をつくり出すこととなります。温故知新、故きを温ねて新しきを知る、いわば振り出しのこの場に置かれている中で、新しい町、復興に当てたまちづくり、南三陸町の構築とともに、これまでの歴史とこれからの歴史の一步を、先人の知恵を生かすとともに踏み出し始めました。

あわせて、震災により尊い命と破壊、喪失した町の歴史を語るに、残された文化保護及び管理を慎重に進めなければならない点が憂慮されます。先人の教えを享受し、継承してきた教えの証となる文化財も、一度失ったものは組成、再生ができ得ず、当町の復興に加えて、文化財保護の管理とともに、いかなる取り組みで進めていかれるのかを伺うものであります。

また、学校教育におきましては、小中学生を対象に郷土芸能等の伝承活動に取り組んできておりますが、今後の学校教育における町の貴重な財産、文化財を通しての学習指導のあり方を教育長に伺うものであります。

以上、檀上よりの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 山内議員さんのご質問、震災後の文化保護の推進と学習指導における文化財の取り組みについてということでお答えさせていただきたいと思っております。

東日本大震災によりまして、国、県、町指定文化財53件中17件が流出あるいは浸水など、低度の被害があるものの貴重な文化財が被災しました。

国指定文化財の歌津魚竜化石については無事でしたが、魚竜館が全滅し、展示中の化石などは東北大学の文化財レスキューによりまして貴重な化石が回収され、必要な補修が施されました。現在、仙台市科学博物館におきまして、3月25日まで無料展示されております。日本

では南三陸町だけで発見された魚竜や、魚竜館で収集した世界の魚竜化石を多くの方々にごらんいただいております。

このほかにも魚竜館総展示物585点のうち321点が回収されました。流出した展示物は、パネル、写真、漁具等で、貴重な展示物は多く残りました。民俗資料館と東北大学総合学術博物館及び東北大学埋蔵文化財研究センターで保管していただいております。

県指定の荒沢神社の紺紙金泥大般若経について、東北歴史博物館で回収し、塩抜き処理や補修を施し、現在同博物館で保管しております。

町指定の文化財については、天女塚・狗塚の史跡や天然記念物である植物の被害が特に大きく、さらに無形民俗文化財の衣装や道具が流出し、伝統芸能などの継承が困難な状態になっております。これらの文化財を補修、修復するため、国や県の復興支援施策を利用して、支援に当たっております。

文化庁の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業により、獅子舞等の用具の購入補助や映像記録の保存整理、担い手の育成対策を行い、伝承活動が継承されるよう取り組んでおります。風俗習慣など各方面の支援に当たりましては、情報収集をしながら活用してまいります。

このような中で、行山流水戸辺鹿子躍が各種支援を受けまして、県内はもとより全国各地で踊りを披露し、復興に向けた意気込みと感謝の気持ちをあらわし、多くの方々に感動と共感を与えました。これらの活動が評価されまして、平成24年度高円宮殿下記念地域伝統芸能特別賞の受賞が決定し、10月に郡山市で開催される全国大会で表彰されます。その場におきまして、鹿子躍を披露することが決定しております。今後の郷土芸能活動の励みになると思っております。

これらの文化財を初め、南三陸町の歴史や文化を知ることは、議員がお話しなさいましたように、とても大切なことでもあります。今回の震災で町の多くの歴史資料を失いました。町が新しくなっても、今まで歩んできた町の歴史がわからないと、ここに生きる意味がありません。郷土を知ることによって愛着がわき、かけがえのない自然、かけがえのない人がいるからこそ、ここに住み続けると思っています。未来を担う子供たちにも地域学習やふるさと教育を通して、町の歴史や文化、人々の生活などを理解することが大変重要だと思っております。

町の歴史を詳しく知るための志津川町誌や歌津町誌につきましても、今回の震災でほとんど流出してしまいました。志津川町誌が若干残っているのみでございます。これらについてもデジタル化をするなど申請しており、認められれば希望者に配付できると考えております。

未来を託する青少年に郷土のすばらしさを理解させ、文化の復興によりまして町の再生、復興に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 今回より選択はなく一問一答式ということで、この中で私も質問を進めてまいりたいと、このように思います。

一問一答式は、余談ながらこれで二度目でございます。かつて水道水の事故等において一度、詳細な点をお伺いしたいということで一問一答式を選択いたしました。今回は、またこの一問一答式オンリーということで、教育長のお答えをちょうだいいたしました。これより一点、二点とお伺いをしてまいりたいと思っております。

その前に、実は3月11日が下世話ながら樋の口の私の住む地域の契約講で講取り決めがございましたが、震災に当たる追悼式と重なりまして、3月4日にこの契約講を移動をして、会館等を使ってこれまでとり行ってきたわけでありましたが、ある食堂の一室をお借りしましてとり行ってきました。

実は、樋の口というのは、知ってのとおり、木偏に「通る」、「樋」という字を書きますが、この習わしでございますが、五つの灰皿を置きまして、昔はおき火を五つその灰皿に入れて、最後に結びとして締めておったそうでございます。それで、「樋の口」の「ひ」は「火」に、行者の入口、田東山の修行僧の方の道であるということで、それらのようなしきたりを我々は継続をして、ただいま10世帯、この契約講に残っております。10世帯となってしまいましたが、少数でございましたが、伝統ある歴史を継承しております。

さて、戯れ話が少し長くなりました。教育長の報告でございますが、国指定、例えば樺島、歌津崎の魚竜化石、私も現地に足を運びましたが、アクリル板で若干の裂傷はございましたが、震災を免れたという現場を確認しております。この国指定、県指定、そして町指定、53ですか。うち17カ所という被害に遭われたということでございますが、各地域を文化財の保護活動の中で、既にこの現地を確認しておられるのかどうか。これをまず一点。

それから、先ほど教育長からもお話がございましたように、水戸辺の鹿子躍ですか、これは私も新聞を拝見いたしました。大変喜ばしいことであると。復興にかかりましても、望みを託して、希望を託した栄えある賞を受賞されたのかなと、大変喜んでおるところでございます。

それとあわせまして、この民俗文化財でございますが、いろいろな地区でこれまで継承してきたものが流出してきました。たとえば挙げるならば、伊里前の契約講のみこしですか、こ

これは3月31日にこのみこしを、静岡の富士市といたしましたかね、三島駅と静岡にあるそうですが、その分家に当たるそうでございます、このみこしを寄贈されたということをお聞きしました。この31日にまだ地域に滞在をされておりますボランティアの皆さんとともに子供たちとあわせて神社に奉納する計画を立てておるようでございます。これらの文化財にあわせまして、今申し上げました流出をした地域、例えば菰の浜の獅子舞とあわせまして、いろいろなことがありまして、先々が困難な状況に置かれておる。菰の浜ばかりではございません。先ほど教育長がおっしゃいましたように、とあるボランティア等からの支援等もあったそうでございます。これらの確認はしておられるのかどうか。これをまずお伺いしたいと思います。

それから、復興に当たりまして、これまでもそうですが、代々続いてきた歴史というものが、先ほどお話ししましたように、温故知新、故きを温ねて新しきを知る、これが一つの歴史の中で町を形成する上で基本となっております。その中で我々も震災に遭い再認識をしなければならぬ点がありましたが、この温故知新を忘れて、ともすれば新しいものに目が行くと、そのような価値観を求める社会風潮がこれまでにあったことは紛れもない事実であり、否めない点でもあるかと思えます。今、この残された点、残った点、被害に遭って残った点が17カ所ありました。それは現地確認、あるいはこれに伴いまして、これも含まれておるのか、遺跡、古碑等、沿岸にも大分点在をしてあったわけではありますが、それらの点の文化財を確認をしてくれておったかどうか。まず、この一点を最初にお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） では、お答えします。

流出した文化財等につきましても現地確認はすべてしておりません。それで、今後、実際に一つ一つ確認して、そして場所等もしっかりと確認して、その被害状況について現地で確かめてきたいなと思っております。

なお、流出したもの、それからあとはいろんな文化財の確認等につきましては、担当の生涯学習課の方でやっておりますので、それにつきましては課長の方から補足説明をしてもらいます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 被災しました文化財関係の確認でございますが、現在、文化庁の方の事業で、被災状況等の調査事業をランドブレインという業者に頼みまして調査をしております。確認できた箇所もありますので、17カ所のうち確認できないのが五、六カ所ぐらい

なんです、ほとんど確認はされてございます。確認できないのは、がれきによってちょっと確認ができないとか、あとはかなり流出して現状がわからないようなそういう状況でございますが、これらにつきましても、ランドブレインの方でさらに地元の方を頼んで、地域指導員とか何かの方々、ふるさと研究会とか頼んで全部の調査を行っております。

そういうことで、国、県、それから町の方の被災状況等調査をして、それを一覧表にまとめて、そしてその中で、これも文化庁の方の関係の事業でございますが、衣装とか、そういう指定の文化財のほかに無形文化財といいますが、郷土芸能とかそういうものにつきましても、先ほど伊里前のみこしとか、私が聞いていたのは静岡の裾野市というふうなことで聞いていたが、その無形文化財につきましても、有形のほかに調査をして、全部今大体調査終了しております。それで、その調査に基づいて文化庁の方から補助をいただくというふうな段取りで、現在進めております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 静岡の詳細はちょっと勘違いしました。申しわけない。訂正させていただきます。課長からの説明で確認をいたしました。

その17カ所のうち五、六カ所残っているということではありますが、文化財保護委員会の活動は、これまでこの震災によりましてそれどころではないところがあったかと思うんですが、どのくらいの活動要請というんですか、文化財保護委員会は年3回ぐらいですかね、これが基準としてこれまで進めてこられたと思うんですけれども、その辺がどのような、この震災後に委員会を開催し、取り組んでこられたかをお伺いしたいと思います。

それから、確認をして五、六カ所残っていたということは、たとえば挙げた地区名、葦の浜とかもその流出した分のボランティアによる支援ですか、いろいろなものを提供していただいたということは確認なさっておるんでしょうかね。それをまずお伺いしたいと思います。本当に大変な震災でありまして、何もかにも失せてしまったわけでございますが、有形・無形のこの文化財、歴史のたどるに貴重な財産であります。この有形文化財、たとえば挙げるなら歌建山津龍院、館寺さんですね、「龍の爪」ほか、寺の宝等も、どうにかこの震災から免れたのではないかと、このように思っておりますが、その辺も教育委員会の方で確認をなさっているのかどうかを、改めてもう一度お伺いしたいと思います。

それと伴いまして、先ほどの教育長のお伺いの中に、旧志津川地区の町誌編さん、町誌が若干残っておるといってございましたが、ここで町誌のお話が出たので、兼ねましてお伺いをしたいと思います。旧歌津町では、旧志津川町もそうであったかと思うんですが、文

文化財の刊行を行ってまいりました。随時、繰り返して。これは旧志津川町でも取り組んできたかと思うんですが、実は文化財、南三陸町になりまして、志津川地区、私は歌津地区広報と認識をしておるんですが、なかなかある箇所等で詳細な地区、その文化財にかかる場所とか名称等もなかなか認識をしていないところが、正直なところでありまして、そのような町誌の編さん、これは教育委員会の方の管轄の中で、もう一度申し上げますが、文化財の刊行等の取り組み、今はそれどころではないかもしれませんが、教育委員会の方での計画は、いつごろにされる予定であったのか。震災によってそれができ得ずしておられたのか。この文化財保護委員会の委員の方々と進めてこられたかと思うのですが、合併をしてからですね。ひとつ、南三陸町誌ですね。それから、南三陸町文化財の刊行の考えはあったのかどうか。その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 先に、文化財保護委員会の開催の関係でございますが、こういう状況であるわけですが、一度開催して今までの経過とこれからの進め方につきまして、任期もちょうど切れていましたので、一度開催して、それらを報告しながら、これからの取り組みということで、3回の年の予定でございますけれども、1回開催したというふうな状況でございます。

それから、葦の浜とか無形文化財、郷土芸能関係でございますが、ちょっとランドブレインからの方の名簿がまだできていないんですが、私のわかっている範囲では、波伝谷の春祈祷関係、この関係の方も説明会というか打ち合わせに来ていましたので、被害状況を上げてくださいというふうな話をしております。

それから、寄木のささよについては、JRの方の支援事業がありまして、そちらの方で申し込みしてありますので、これもまだ結果は出ていませんが、そういうことでございます。

それから、行山流はそのとおりですね。皆様方のご支援をいただいておりますし、伊里前の獅子舞ですかね、それについても被害調査が出ていますので、それに応じて対応はできると思います。それから、三島神社の、みこしはそういう形でいただきますけれども、それ以外の白装束、その辺も申請されていますので、対応ができるかと思えます。

それから、泊の獅子舞についても話はしていますので、まだちょっと来ませんが、この事業は3年間なので、もし漏れても対応はできると思いますが、ただ10万円以内という一つの制限がありまして、その辺は別な、高額な太鼓とか何かいろいろなると別な支援事業で対応せざるを得ないというふうなこともあるかと思えます。

それから、館寺、津龍院の関係では、町の史跡が、「龍の爪」と「古文書」については現存しているというふうなことでございまして、あと「馬籠家の旗印と戸籍」ですかね、これらについてはちょっと確認ができないといいますか、あるいは流出したのかなというふうなことで報告は受けてございます。

南三陸町の町誌に対する取り組みにつきましては、旧両町の町誌につきましてはデジタル化をするべく、今現在申請しておりますので、それで大体1,000ぐらいDVDでなると思いますが、それは確保できるんですが、それらを踏まえながら、今後文化財保護委員会なり協議会なりいろいろ検討して、南三陸町誌、町誌といってもそんなに歴史のあるわけではないので、やる気のあればそういうのでやれると思うんですが、その辺を検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 新しい町になっての町誌の編さんについて、それから文化財の刊行等については、非常に大切なものだと考えております。それについては、今課長が話しましたように、これは取り組んでいかななくてはならないのではないかと考えております。

それから、あわせて、実は後でご質問あるかと思うんですけれども、子供たちのいわゆる文化財等の指導につきましては、旧歌津町、それから旧志津川町時代に副読本というものをつくったわけです。ところが、それがまだ、実はこういうものなんですけれども、新しい町になってからまだこれはつくられておりませんので、これらも検討していかなければならないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 課長からのお伺いした点は確認をいたしました。

それから、また戻りますが、仙台の博物館ですか、その方に魚竜館のクダノハマギョリュウでしたか、本当に流出を免れたということで喜んでおりますが、その保管等の情報等は随時取り合っているかと思うんですが、それを改めて伺いたいと思います。

それから、郷土芸能に当たりましての補助等は上限を10万円ということですが、各地区の被災に遭われた郷土芸能等にかかる周知は十分なものであるかと思うんですが、それを確認を兼ねてお伺いをしたいと、このように思います。

そしてまた、神社仏閣、神社等の、沿岸に沿った神社の被害等もあったところがあるかと思うんですが、その修繕・修復は可能なものかどうか。何カ所ぐらいあったか、これをお伺いしたいと、このように思います。

また、未指定であります文化財が点在しているわけですが、残された文化財の中での未指定の部分、指定のお考えはあるのかどうか。あるかと思いますが、それももう一度改めてお伺いをしたいと思います。

それから、もう一点は、子供たちの教育は後でまとめてお伺いしたいと思いますですが、実は、何度もお伺いをしている、平成18年に歌津地区の唐島におきましての東大院生の調査によって世界最古ですか、日本最古でしたかね、マストドンサウルスが発掘されたということですが、かつてもこの一般質問で観光を兼ねた振興策にもなっていくんじゃないか、展開していくんじゃないかということで、私、一般質問をしたことがございますが、その後、イギリスでの論文の発表ですかね、いろいろその後その後と経過をお伺いしておったんですが、前課長、私も同級生でありましたが、お亡くなりになりまして、なぜかこのお話、経過報告になりますとなかなか、その情報が得られてないわけではないんでしょうけれども、明確な報告はしてこられませんでした。この点につきまして、改めて伺いますが、このマストドンサウルスの東大院生の履歴、その後、今現在、社会人となられたという形容していいんですかね、その履歴がどのようになっているのか。

それから、名前等が出てきていないんですね。調査をして発掘をしたにもかかわらず。それはやはり、きちんとした結果が出ずして名前を伏せておるのか。往々にしてそのようなことがこれまでも、それこそペーパーカンパニーといろいろな疑問を呼ぶ点がございましたが、なかなか表に出てこないということはどういうことなのかということで、せっかく発見した第一人者でありますので、この点をお伺いしたいと、このように思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 最初に、仙台の科学館にある魚竜化石、世界の魚竜化石含めて展示になっているんですけども、3月25日までというふうなことなんですけど、その後については、支援をいただいて、コミュニティ図書館的なやつに併設した形で魚竜を、魚竜の目玉、余り大きくないやつを何点か里帰りさせたいなというふうなことでも考えていますが、その辺はまだはっきりしておりません。いずれそういう魚竜館的なやつを設置して、皆里帰りしてきちんと展示できたらいいのかなというふうな考えではおります。

それから、郷土芸能含めて、無形文化財の方の被害状況含めて周知がきちんとなされたのかというふうなことがございますが、知り得る限りのそういう無形文化財の台帳の方、保存会とかいろいろ情報収集して、電話で被害状況を出してくださいということで、説明会をランドブレインの方でして一緒に立ち会ったんですが、大体ほぼ連絡はしたつもりでございます。3年

間の事業なので、漏れている場合はさらにまた、活動していない団体とかやっぱりいろいろありまして、その辺もさらに調査して対応したいと思っております。

それから、神社の方の被害ですが、これにつきましては、はっきり把握がまだできておりませんが、少し落ち着いたらというのはあれですけども、中には宮司さんもないところとか、そういういろんな状況がありますので、その辺も含めて調査をしたいなというふうに考えております。

無指定の文化財につきましては、とりあえず被害調査して現状把握、文化財はすべてどういう状況なのか、その把握をした後で検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、マストドンサウルスですかね、東北大を通じながらいろいろ情報収集していたんですが、ようやく本人が見つかりました。中島さんという方ですね。今、東大の博士課程に在籍しております。選考の電話でも連絡したんですが、マストドンサウルスの顎の部分の唐島で発見された化石は、東大の総合研究博物館にあるそうです。赤門入ってすぐ右側です、みたいな話なんですけど、ぜひいつでもいいから見に来てくださいというふうな話なので。

学術的な価値についても聞いたんですが、魚竜化石よりもさらに古いというふうなことで、三畳紀の前期ですね、ということは、世界にはそのマストドンサウルスが発見されたところはいっぱいあるんですが、中期までしかなかったの、それが前期までということは、マストドンサウルスは前期にも棲息していたということが価値があると。

それから、もう一つは、このサウルスは淡水、海には棲息できないそうなんです。ということは、日本が陸続きだったということが証明できる資料といたしますか、この二つがすばらしく学術的にも価値があるということで、2008年に日本古生物学会で優秀ポスター賞というのを受賞してございます。

それで、今、私が話したのは東大のホームページにありますので、そのお名前もあって、遠藤秀紀研究室に在籍して、今博士課程の勉強をしているというふうな状況なので、仮にレプリカを取れますかと私も聞いたんですが、何か壊れやすいやつなので、ちょっとそれは難しいですよというふうな話ですが、検討してみますというふうな話もありますので、現在の状況はそういう状況であると。

○議長（後藤清喜君）　ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分　休憩

午後1時10分　開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番議員が退席しております。

一般質問を続行いたします。6 番山内孝樹君。

○6 番（山内孝樹君） 午前中は課長、教育長にもお答えをいただきましたが、未指定の分、ちょっと前後しますが、これから調査後にいろいろ検討していくということでありました。それはぜひとも対象の文化財があるかと思imasので、よろしくお願いをしたいと、このように思います。

それから、このマストドンサウルスの所有等は、先ほど課長のお答えでありましたが、どうもホームページですか、私はアナログな人間でありまして、なかなかそのような見る機会がないので、できれば何かの際にコピー等をしていただければと、このように思いますが、ここで前回は町長にお伺いをしまして、その所有、この化石の発見者はその東大院生ですけれども、その所有はだれのものになるのかということでお伺った経緯がございます。これは町のものになるのではないかというふうなお答えをいただきましたが、私もそのように思っていますが、今展示をしてあるということで、その点、どのようなものなのかをお伺いしたいと思います。

それから、この唐島の調査ですけれども、教育長に、以前に調査をしたという、前課長からも報告を受けておりましたが、震災後となりますとなかなかそのような状況ではないという解釈をしておりますが、この一年間経過しますけれども、もう震災から、この唐島の化石の現地の調査をなさっておるのか。

それと、文化財保護委員会に当たりましては、どのような体制をとっておるのか。聞くところによれば、文化財保護委員会、課長、教育長は、前教育長もそうですけれども、その委員会には出席をしないというふうなことを聞きました。その辺をかねてお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） ちょっとその所有関係は私も確認しなかったんですが、普通島であれば国の所有となるんだと思うんですが、その辺はちょっと後で……所有地ということであれば、町の所有というふうなことで結構だと思います。

それから、文化財保護委員会の関係は、今欠員もあるので、その辺は補充しながらきちんとした形で、唐島のマストドンサウルス等につきましても、検討しながら対応していきたいと思imas。

調査は……今のところは予定はないんですが、今後、今どういう状況になっているのかもわからないので、漁民の方々等から聞きながら、調査ができるような状態であれば、早めに調査したいというふうに思いますので。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 大体のところは理解をしましたが、この震災によりまして七、八十センチの地盤沈下しておりますね。それで、島の沈下というものはどういう状況なのか。やもしれば80センチも沈下しているのか。そのような点を兼ねて現地の調査も必要ではないかと思えます。その点、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次に、学校教育としての学習指導であります。初めに、教育長から、この学校教育に当たっての文化財を兼ねていろいろ取り組んでいる点を先ほど提示をしていただきまして理解をいたしましたけれども、あと、ほかこれまでの郷土芸能等の活動を通して、子供たちも郷土芸能等の発表に努めてきておったということも知っておりますが、この芸能発表会といったらいいんですかね、両地区小学校の子のその場を拡大してはどうかななどと思いました。教育日数、時間的な面もあって大変かと思えますけれども、やはりこの文化財の存在というものを認識をしていただく場を兼ねて、そのように取り組んではいかがかなと思えますが、それとあわせて、実は、文化財もそうなんですが、希望の夜明けを必ずということで、2月26日に元気に子供のミュージカルがあったということを知っております。

このミュージカルであります。旧歌津町では、平成に入りまして町制施行30周年でしたか、いろいろと取り組んだ経緯がございます。これはベースとなっているのはやはり町の歴史や文化でありました。小学校、名足小学校と伊里前小学校のコラボでございますが、名足小学校では「潮風のロンド」といいました。ワカメの養殖の歴史を題材としてミュージカルを演じました。そして片一方、伊里前小学校は田東に関する……ちょっと名前忘れまして。失礼。田東の……何ていいましたっけね。これもまた文化財の歴史等が、民話とかいろいろ題材となっております。そして、そこでかつて校長として、女性校長であります。入谷の小学校に赴任されました、その縮小版ではあります。ミュージカルをなさったということを知っております。もしかすると、佐藤教育長も、岩手ですが、近場にその当時の、佐藤先生という女の先生がおったので、ミュージカルの経験もあるかと思えます。そこら辺、どのように思っておるか。このミュージカルと、震災におきまして、今このような元気な子供たちのミュージカルがあったということですが、よくよくこの町での取り組み、教育委員会での考え等含めて、進めていってはいかがかなと。大規模になるかと思えますが、結構なお金を費や

すこととなりますが、伝統後継を兼ねて、このミュージカルを通じた文化財等の取り組みも必要ではないかなと思っております。その点を教育長にお答えをしていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず初めに、芸能活動というか、地域の伝統的な芸能を子供たちに指導して、それを学校の教育活動の場で発表するというふうなことについてご質問いただきましたけれども、確かに小学校、中学校も学芸会という学習発表会という場があります。その場で、実際に地域の伝承活動を発表したという事例は幾つかあります。これは大変重要なことだと思っております。昔から残っているこのような伝統的な活動については、やはりずっと継承させていきたいなと思っております。ただ、この発表する場については、学校の中でどの時間帯でどういう形でやるのかということでは、いろいろと時間的な問題だとか、それからあと指導の中身の問題、ねらいの問題等がありますので、これは学校の方の考え方によってさまざまになるかと思っております。ただ、こういう芸能活動の発表会というのは重要だと思っております。

それから、ミュージカルについてですけれども、先日、議員さんお話しのように、26日に子どもスマイルミュージカルというのがこの町でありました。小学生から、具体的には幼稚園の子供から高校生までを対象にして、約33名の子供たちがプロの方のミュージカルの指導を受けまして、日数的には二、三日の指導なんですけれども受けまして、そして発表しました。非常に感動的な、私もその場にいまして、非常に涙が出てくるようなすばらしいミュージカルを見せていただきました。

このミュージカル活動というのは、非常に豊かな情操を高めていくというか、そういう点ではすばらしい意味もあるものだと思っております。議員さんの質問の中に、旧歌津町時代に、約10年間ぐらいですか、すばらしいミュージカルをやってきたというのは、私も聞いて知っております。それで、子供たちも生き生きと取り組んだと。聞くところによると、教職員も一緒にやったということで、すばらしい成果を上げたということは存じております。

これを新しい南三陸町になりまして、このような形でのミュージカルを学習活動の場に生かしていくというか、取り上げていくというのは、理想としては非常にいいなと思っておりますけれども、現実的な問題として考えた場合に、時間の問題、経費の問題、それから学校教育活動の中で学校の独自性というものもあるわけです。従来、学芸会は学習発表会の場ということで、それぞれ学校によってねらいとか目的とかが違いまして、そしてミュージカルの

なものをやる学校もあります。ミュージカルほど大きくはないんですけども、音楽に合わせて、そして子供たちがせりふを言って踊ったりというふうな、そういう内容のものも確かにありました。ただ旧歌津町時代に行われた大きな形でのミュージカルについては、今後やはり検討していく必要もあるのかなと思っております。

なお、入谷小学校にいた校長先生の話なんですけれども、私もよく存じ上げないものですから、私自身、その辺はちょっとわからないんですけども、ただ実際に校長先生でそのようなことを積極的になされている校長先生がいるということにつきましては、あ、すばらしいなというふうな感想を持っております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 教育指導の中でいろいろな問題点があるということは存じております。

ただ恒例となりますと大変なことでありまして、この復興に基づきまして、先々確かな兆が見えたときに、記念ではございませんが、一堂に会してそのようなミュージカル等の夢を持たせてもいいのではないかと、私は思っております。

最近、大分落ち着きましたけれども、心は一つとか、絆という言葉、よく使われました。これはわかるんですけども、やもすれば営利が絡んでくるような場もございます。すべてがではございません。それこそこのミュージカルを通して心が一つになったという、本当に先生もおっしゃいましたように、私も感動したものでございます。本当に心が一つになったという、見る側にもその気持ちが伝わってくるものでございました。子供たち一人一人が主役でありました。そして、各先生方も厳しい指導を受けながら、子供たちと一緒にミュージカルを披露したという経緯がございます。先生の近くに、佐藤先生という、かつて女の先生がおりました。もしお知り合いであれば、その当時の経験をお聞きしていただきたいと加えて、このミュージカルについては終わりたいと思います。

最後になりますが、我々は子供のころ、いろいろな夢を見ました。タイムマシンとか、未来に、SFになりますが、いろんな夢を見て育ってきました。それにちなみまして、先生に一つ最後にお伺いしたいことがございます。それは、各小学校すべてであるかないかは定かではありませんが、かつてPTA、父母教師会を兼ねて、ともにタイムカプセルを埋蔵した、埋めた、未来に希望を託して、その当時の子供たちがタイムカプセルに思いを込めて埋めた学校があります。その学校の所在といえますか、私もちょっと探したんですけども、たしかうちにはあるんですけども、そろそろという話が何年か前に出てきたんです。その当時の保護者、おじいさん、おばあさんになってしまいましたけれどもね。それで、その所在も確

認をできなければ、その子供たちの夢をある機会を通して披露することもできない。その当時の子供たちが大きくなって、その夢を託した当初のことを振り返るのも、また宝であり町の文化財ではないかと私は思っております。

その点をお伺いしたいんですけれども、それから、この震災に当たりまして、大変な思いを子供たちもしました。ミュージカルのその元気な明るい姿、本当に先生のおっしゃる感動するものであります。その子供たちがこの震災に当たってタイムカプセル等の思いを託した、今の気持ちを込めた取り組みも学校教育の一つではないかと私は思っております。

戯れのお話から、幾分、まだ制限時間ございますが、いろいろとお話をしてきました。町を興すにしても、人をつくるにしても、子供たちを育て上げるにしても、育成するにしても、やはり子々孫々残された教えや知恵が貴重なベースになっております。それが文化財であり歴史であり遺跡であり古碑ではないかと。そのような今回文化財保護委員ということで通して、子供の学校教育の中での文化財に係る指導ということで、私はいろいろと披露してきましたが、若干緊張がありまして、前後した、繰り返したところがございます。その辺はご容赦願いまして、ぜひとも子供たちの夢を託すタイムカプセルについて、最後にお答えをしていただきます。

以上、私の一般質問、これで終わりにします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） タイムマシンの件ですけれども、これは大変貴重な宝でございます。したがって、私はどこの学校でいつごろどこに埋めたのかというのはまだ確認しておりませんので、それらを早速学校の方に確認しまして、それが所在がわかるようであれば、その確認作業を通してできれば、何をそのタイムカプセルに入れたのかわかりませんが、当時の方々の思いを確認したいなと思っております。

それから、震災を受けた今の子供たちに、将来につなぐということで、タイムカプセルをつくったらどうかという話ですけれども、それも非常にすばらしいなと思っております。これにつきましても、校長会等で私の方から呼びかけてみたいと思います。あとは、これは学校の方の判断で対応してくれるかどうかということになりますけれども、すばらしい考え方だと思っております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 終わりにしますが、加えて、各学校でなくてもいいんです。各学校であれば、これは幸いですけれども、なおさらいいことですけれども、どこかの場所

を決めて、南三陸町の子供たちが一堂に会して、そのようなタイムカプセルに夢を託して、この思いを託して、時の流れとともに、いつぞやお父さん、お母さん、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんになったときに、その子供さんたちがこの夢を開けるような場をぜひとも設けていただきたいと一言加えて、本当に私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で山内孝樹君の一般質問を終わります。

通告2番高橋兼次君。質問件名、1、防災集団移転促進事業について、2、東京電力福島第一原発事故について。以上2件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。2番高橋兼次君。

〔2番 高橋兼次君 登壇〕

○2番（高橋兼次君） 2番高橋兼次でございます。

2番は議長の許可をいただきましたので、通告をしておりました質問を行いたいと思います。

質問事項は、防災集団移転促進事業についてであります。

一問一答方式により、町長にお伺いいたします。

未曾有の大震災から早くも一年がたとうとしている今日、被災された町民の皆様が最も関心を寄せているのが、高台への移住であります。仮設住宅への入居完了から半年が過ぎ、復興へ向けての次のステップであるこの移転事業の主な要件は、地域の合意形成であります。町からの説明会も12月中に全地区を終了し、合意形成がなされた地区から順次着工との考えであるようにございますが、各地区とも合意形成にむけて一進一退の現状であります。復興事業の中でも最も重要な事業である高台移転事業の進捗状況を伺うものであります。

次に、公営住宅についてであります。今後の移転先と住まいに関する意向調査においても高い数字が示されておりますが、このことを踏まえ、最大で1,000戸と設定された災害公営住宅の建設計画と、入居時期を町長にお伺いいたします。

質問の2件目は、東京電力福島第一……

○議長（後藤清喜君） 2番議員。できれば、登壇でなくて、質疑の方で。

○2番（高橋兼次君） わかりました。

以上を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告2番、高橋兼次議員のご質問の1件目でございますが、防災集団移転促進事業についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目のご質問であります高台移転計画の進捗状況についてお話をさせていただきますが、本町の高台移転につきましては、ご承知のとおり昨年7月に実施をいたしました地域懇談会や意向調査の結果を踏まえ、震災復興計画の土地利用のあり方として、なりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台にという基本的な考え方に基づきまして、地域との合意形成を進めているところでございます。

また、昨年12月には、高台移転と住まいに関する説明会を並行し、今後の移転先と住まいに関する意向調査を実施をいたしました。被災された方々が今後の住まいについてどのように考えているか、意向を調査したところでございます。その結果につきましては、さきの東日本大震災特別委員会でもお示ししたとおりでございますが、被災された方の回答だけで集計しますと、約29%の方が町が整備する高台移転を希望している状況でございます。

現在の作業状況を申し上げますと、この意向調査の結果を地域ごとに集計し、それぞれの地域の行政区長さんや契約会長さん等にお示しをし、今後の合意形成の進め方あるいは移転を希望する方の数の精査や移転候補地の選定について、ご相談を申し上げている状況でございます。

これまで、移転候補地やそれぞれの被災者の再建の方向性がおおむね絞られ、事業計画としてまとめられる状況にある地域といたしましては、全29地区のうち馬場、中山、寄木、葦の浜、藤浜の5地区となっている状況でございます。その他の地域でも、希望する移転候補地の絞り込みだけが決まっていない地域、あるいは移転候補地は決まっているが、再建について検討中の被災者が多数おられまして数の絞り込みが滞っている地域など、もう少しで具体の事業計画を作成するという環境が整う地域も数地区ある状況でございます。

町といたしましては、津波被害を受けた宅地や高台移転後の土地の不動産鑑定について、現在調査を進めているところでございますが、その結果を踏まえながら、今後被災された方々が再建するための目安となる試算の提示、個別の相談会の開催や制度の運用について、情報提供を行いながら一日でも早く生活再建の方向性を示せるよう、鋭意努力してまいりたいと考えてございます。

次に、ご質問の2点目でございますが、災害公営住宅建設計画と入居時期についてでございますが、このたびの大震災では町内の約3,300戸の住宅が全半壊し、多くの町民が親戚宅や仮設住宅などで不便な生活を送っております。このため、町では復興目標である「安心して暮らし続けられるまちづくり」を目指し、計画的に災害公営住宅を供給するため、本年3月末を目途に災害公営住宅整備方針を策定をするということにいたしてございます。

この整備方針の策定に向けて、昨年末には災害公営住宅や防災集団移転促進事業の意向を確認する調査を実施しておりますが、災害公営住宅関連についてその状況をご報告をさせていただきたいというふうに思います。

回答状況につきましては、さきの東日本大震災対策特別委員会で報告したとおりであり、回答者のうち、災害公営住宅への入居を希望される世帯は652世帯で、全体の19%を占め、希望された世帯の56%が単身または二人世帯であり、また希望世帯のうち65歳以上の高齢者がいる世帯は52%というふうになってございます。

この調査結果から、現在検討中や未回答の数値を踏まえ、災害公営住宅を志津川、歌津、戸倉、入谷の各地区に最大1,000戸を供給することを目指していきたいと考えております。

その整備手法としては、建物完成まで資金調達が不要であること、町職員の人員不足が明白であることから、買い取り方式を優先的に実施するとともに、UR都市機構や宮城県に業務委託を実施したいと考えております。

また、さまざまな世帯人数に対応するため、異なる規模の住宅を個別供給し、地元の林業や建設業の活性化に向けた地元発注や、供給後の維持管理体制についても検討してまいりたいと考えております。

なお、用地は防災集団移転促進事業による住宅造成と隣接した場所を基本とし、建設候補地が確定したものから随時用地買収に着手し、最も早いところでは平成24年度中に設計、平成25年度末の入居を目指していきたいというふうに考えております。

平成24年度より本格的に災害公営住宅の整備は始動しますが、早期に用地を確保し、一日も早く希望者すべての方が入居していただけるように、今後努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 高台移転です。高台移転、ただいま答弁いただきましたが、なかなか進まない。さきの特別委員会で5地区の合意形成があったと言うものの、やはり強硬的な合意だなど。大体まとまったからというようなそういう中でやられるわけですが、なかなか対象者、この方についてはいろんな考え方がありまして、なかなかそれが一点にならないということでもありますので、これまでの進め方、ここにもう少し考えるべきところがあるのかなと。そしてまた、もう少し前に進むための、背中を強く、強制ではなく、積極的にというようなそのようなやり方が必要かなと、そのように思っておるわけですが、今、回答があったその後の経緯、その後にもまた合意形成が図られた地区はあるのかなのか。

また、今後の合意形成がなされる見通しというものは、どのように見ておるのか。まず、その辺あたりからお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防集の予定地につきましては、大体南三陸町で20地区ぐらいを想定をいたしてございまして、ある意味、やはり地域の皆さん方のご意見、意向というのが大変重要だというふうに我々も認識をいたしてございまして、高橋議員もご承知のように、昨年7月には23の会場、昨年12月には30の会場に、それぞれ職員が出向いて、ある意味、地域の皆さんのお考え方ということについては、十二分とは言いませんが、ある意味、我々となればそういった地域の皆さんのご意向をお聞きをすると、そういうことについては努力を重ねてきたというふうな思いがございまして。

ですから、ご案内のとおり、大体高台移転等につきましては、総論としてはご賛成というふうなお考えの方が多いわけがございまして。しかしながら、現実には、今度は終の棲家としてお住まいになるということになりますと、各論になってまいりますと、それぞれの地域の実情というものが色濃く反映してきているということも実態でございまして。そういった意味におきまして、我々としては、これからも丁寧にきめ細かに地域の皆さん方のご意向等を踏まえながら、高台移転を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、もう少し補足的な分につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今、町長の方から答弁をさせていただいたところでございまして、進め方として、もう少し町として背中を押すようなやり方というご指摘もございました。町としても、なかなかこれまで制度の運用面での情報量が非常に不足していたという部分もございまして、背中を軽く押す程度でしか実際説明もできてこなかったという反省は、確かにございまして。

ただ、制度も運用の部分もほぼ固まってきてございまして、そういったことも踏まえて、2月中にすべての地域について、一たん区長さんなり契約会長さんなりに意向調査の結果も踏まえてご説明した中で、改めて地域ごとに、現在も説明会と申しますか、打ち合わせ会と申しますか、そういった形を各地域単位で開催していただいておりますし、その中では一つネックになっておりますのが、いわゆる浸水区域の土地の買い上げの単価であるとか、あともう一つは、分譲されるとした場合の造成地後の価格の問題、この部分については、まだ答えとして地域にもお示しをしているような状態ではございませぬ。3月中には、先般の議会でもご決定いただ

きました土地の鑑定委託というものを現在とり行っておりまして、3月中にはその成果が出てくるとお思いますので、その結果も踏まえて、4月には改めて地域の方々にはそういったおおむねの目安となる試算の提示、あるいは分譲後の売買価格の目安、そういったものも示していきたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 当初、やはり住民の気持ち、意向を大事にすると。これはごもつともでございまして、住民からもそのような要望があったわけですが、そこを重視して進めることは最も大事なことでありますが、ただ、どうですか、どうですか、だけではなかなか決断されないと、難しいと。早く移転したいんだと、中の説明はわかっているんだけども、なかなか腹が決められねえんだと。そのような方が多くいるようでございまして、その中の人たちの話を聞きますと、やはり町では1回だけで説明をして、あつぱり後は何も説明しねえんだべかと。もう少しわかりやすい、もう少し指導的なそういう説明が欲しいんだと。そのようなことで、いろいろ説明あるいは情報提供にも限りがあるようでございまして、なかなかその辺あたりで決断されないというようなことで、二の足、三の足踏んでいるようなことで、打ったり蹴ったり、考えが翻しているわけですが、もう少し、国と国等の制度上の問題もいろいろと緩和というか、いろいろと詳しく見えてきているわけですが、さらに説明会、住民にとっては最小必要限度の重要な情報を提供しながら、そしてまた、さっきも言いましたように、強く押してやると、こういうことが必要になってきた時期でなかろうかと、そう思いますので、さらに踏み行った説明会を持ってやるべきでないのかなと。住民からもあります。せつかくその説明会をしてくれと。仕事の都合上、参加できない方々もあるようでございまして、前は聞きそびれたと、今回は行きたいと。ぜひ詳しいことを聞いて、早く決めたいんだと。そういう方々が多くあるようでございまして、今後の進め方にもう少し工夫が必要かなと思いますので、そういうふうに進めていくべきだろうと思います。

また、なかなか進まない理由の一つとして、国の制度上の問題はないのか。その辺あたりはどうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お話ありましたように、制度になかなか理解をいただけないという部分は多々あるというふうに私も思います。ただ、皆さんにお話しさせていただいているんですが、私もおじゃまをさせていただいて説明会を開催させていただいて、最後に、これで終わりではございませんと。また何回もおじゃまをさせていただいて、説明会を開催させて

いただきますというふうなお話はさせていただいております。そういった意味におきましては、そういったなかなか理解できないという方々には、我々は今後とも丁寧に説明をしていきたいと、そういう姿勢については全く変わりはないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、なかなか背中を後押しができないという部分につきましては、先ほど課長もお話ししましたように、浸水域のいわゆる用地の買い上げの問題、単価がなかなかお示しできない。それが基本的には、あとこれから新しくうちを建てるとか、そういった方々の後押しになってまいりますので、その金額等の明示ができるというふうになってくれば、なおまた違ってくるのかなというふうな思いがございます。

制度としてということで今お話でございますが、制度として、今我々、問題だなと言ってお話ししているのは、実は個別移転、がけ近の問題です。がけ近の問題で、いわゆる基礎が残っていないとそれが対象にならないということがございます。しかしながら、今回の震災で基礎ごとやられてしまった方もいらっしゃいますし、またあるいは、がれきの撤去の問題で既にもう取り払ってしまったという方々もいらっしゃいます。そういった方々が認められないというこの制度では、これはちょっとお気の毒、やっぱり不公平感がございますので、その辺は昨年来国の方に制度の改正ということでお願いをいたしておりますが、残念ながら、まだその辺のご返答ということについてはいただいているということでございます。ただいずれ、今後とも我々はその辺については、やっぱり不公平感が生じないような形の中でお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今出ました、そのがけ近の問題ですか、これは後で話そうかと思っていたわけですが、最初は壊していいですよと、そういうお触れを回して、壊し始まったら、今度はだめですよと。何でだめなのかというと、補助事業の要件に触れるというようなことで、そのままストップしているわけですが、最初の方は、んじゃ、どうなるのかと。あるいはまた、もともと基礎がなかった人はどうなるのかなと。昔の家は基礎がなかったわけですから、石の上に立っていたわけですから。こういう方々をどのように対処していくのかなと。国の方の制度の内容も、どうも現地に当てはまっていない部分があるのかなというように、ずっとここまで来たわけですが、いずれにしても、県、国の方に働きかけていただきまして、これだけの被害を被った方々の支援をしなければならないのが行政でございますので、今後ともその点については強く働きかけて、該当するような方向に持って

いつていただきたいと、そのように思います。

それから、前後しましたが、一番対象者が気にしているのは、やはり金銭的負担なんですね。今、なかなか移転元、その買い上げ価格、それから移転先の土地賃借料あるいは販売価格、これがなかなか提示できないと。それはどういうことなのか。やはりここにこだわりがあるようであるのかなと、私は感じておるわけでございます。やはり新しいうちあるいは土地を求めるためには、それだけの資金が必要になってくるわけでございますので、この辺あたりでなかなか腹が決まらない方々が多いのかなと、そのように感じているわけでございます。

最初、国はこの件についてのガイドラインは示すようなことを言っておったわけですが、途中から示さないというようなことで、国のことを待ってられねえので単独に示したような、そういう市町村もあるわけでございますが、我が南三陸町はそのような考え方はあるのかなのか、その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、前段の部分でございますが、がけ近の関係で、我々お願いしているのは、1年前と申しますか、固定資産税の課税台帳、それである程度了解をいただきたいということをお願いをさせていただいてございます。これまでも制度ができて、ある意味、国の方にいろんなお願いをしますと柔軟に対応していただいている部分がございます。例えば防災集団移転事行の100坪の問題については、最大100坪というのが平均という形の中に柔軟に対応していただいた経緯もございますので、今後とも、我々としてはそういった部分についてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、不動産鑑定士、ご案内のとおり町で16カ所、それから県で10カ所以上ということで不動産鑑定士がお入りいただいて、そういった不動産の鑑定をお願いするということでございます。ほぼそれが今月中に終了ということになりますので、その時点で一定のお示しをすることができるのではないか、そういうふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それで、なかなか価格を示すことが難しいということであるんですが、県の方でもなかなか震災前の価格で買い上げるということは大変厳しいと、難しいと、できないということを言っているんでしょうが、そういうことでありますが、その上乘せ分、できるだけ近づけて上乘せして買い上げることを示した市町村もあるようでございます。できるだけ、震災を受けて困っている方々の移転の費用になるわけでございますので、上乘せ等もこれから考えながら、震災前の価格にできるだけ近づけるような、そのような方法で持っていくべ

きかなとそのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、移転先の土地借地料、それからその販売価格というのは、やはりこれも相当量、いろんな基礎的な手段するんだらうと思いますが、相当低く抑えるべきかなと。あるいは年数等も考慮しながら、これはなぜかと言いますと、ここ数年はこれまでどおりの所得、これが得ることがもっとだめであろうと、そんなことで大変苦しいわけでございますので、できるだけ買い上げのものは高く、それから取るものは安くと、そのような考え方でやっていただきたいとそう思っております。

それから、この促進事業に当たりまして、住宅の取得費用として最大で町独自で150万も補助するというような町も出てきました。あるいはまた、もとの場所に再建する場合は、補助費の2分の1、限度100万程度を補助する自治体もあるようですが、我が町ではそのような考え方は持っておられるのか。あるいは、そういう考えはないのか。お伺ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか現時点の段階で、今明確に高橋議員のご質問にお答えするということはできませんが、いずれ基本的には再建に力を注ぐ町民の皆さん方の後押しはしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それから、高台移転の中心的工事、造成工事になるわけでございますが、これにかかわる造成費の考え方についてお尋ねしたいと思います。高台移転事業にかかわるこの造成費は、土地取得を含めて平均1棟当たり2,500万と示されているわけでございますが、町内にも何カ所も候補地がこれから出てくるわけでございますが、この候補地の内容はさまざまであろうと、地形的にも。各候補地の差が出るのかなと。その差が出た場合に、例えば取得価格の差、あるいは造成する際の工事費用の差、あるいはライフラインの取得での差、いろいろ出ると思いますが、これはあくまでもこの一地区1棟当たりで当てはめていくのか。あるいは、町内全地区トータル的に当てはめて、相殺といいますか、高くかかるところ安くかかるところ出てくるわけですから、その辺の考え方はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にも国の方をお願いをさせていただいているのは、今言ったように1戸当たりの上限が決まっております。しかしながら、余り造成費のかからない自治体もあります。我々はこういった中山間地域という特殊な事情のある地形でございますので、そういった意味におきましては、造成費についてはやっぱりかからざるを得ないという現状がご

ざいます。ですから、そういった上限の問題につきましては、国の方に柔軟に対応していただきたいということでのお願いはしてございます。

もう少し詳細については担当課長から説明させます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 造成費については、議員ご指摘のとおり、当然場所によって地形が違いますのでかかる金額も当然変わってきます。

ただ今回の防災集団移転事業につきましては一般の宅地造成と違いまして、分譲する金額についてはあくまでもその宅地としての価値で分譲価格としますので、一般の宅地分譲であれば工事費相当額、あるいは民間であれば利益相当分、そういったものを加算して決まることになろうかと思いますが、今回の防災集団移転事業につきましては、造成費そのものを分譲価格に反映することはなっていない。その部分はすべて国が交付金として担うということですので、あくまでも宅地にしたときのそのいわゆる評価に基づいて分譲価格が設定されるということですので、場所によって造成費が加算されるということは、まずはございません。

ただ当然造成する場所によっては土地の評価が違います。同じ宅地であったとしても、例えば志津川の市街地と漁村部では当然価格は違ってくるかと思えます。それは不動産鑑定による評価に基づいて設定はしていくことになろうかと思えますので、一般的な造成費の分譲価格に比べれば、当然格安の部分にはなってくるのかなというふうに思っております。

ただ団地ごとに違うということもございしますが、その団地内でのそれぞれが今度は価格が違うのかという部分につきましては、少し検討させていただきたいというふうに思いますが、これまでの先進事例等を見ますと、同じ団地の中で単価が違うということはどうもないようでございますし、そういった事例ももとに、今後国の方の指導も仰ぎながら価格は決めていきたいなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） これからいろんなことを想定しながら、あるいはまた考慮しながらこれが進んでいくんだらうと思いますが、いずれにしても差が出ないように、公平さを常に考えながら、そして安くやっていただきたい、進めていただきたいと。

それで、この促進事業は原則5戸以上ということになっておるわけですが、どうしてもまとまらず5戸以下になったと、そういう地域に対しての町の考え方、町の対応はどう考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 防災集団移転促進事業のその5戸といいますのは、今回被災を受けましたところで、災害危険区域として指定される内側に集団で移転すべき区域ということで、移転促進区域というのを事業上設定することになっております。その半数以上で5戸以上が集団移転に参加するということになれば、今回の防災集団移転事業の対象にするということでございます。例えばA地区で4世帯しかない、隣のB地区では仮に10世帯あるとすれば、例えばAとBを一つの地域設定にしてしまうということによって一定の数値をクリアさせるような工夫は、町としてやっていかなければならないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 何というか、規格といいますか、規格以下となった場合の対応ですよ。その制度から外れた方々への。その対応をどう考えているかということですよ。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 規格外というのはちょっとどういう意味なのか、私もよくわからないのですが、いわゆる集団移転として参加したいということであれば、隣の地区と同じ計画にするとか、あくまでも机上論の話になりますけれども、そういったことで、被災された方を集団移転に参加させていくという形の中で、町の方では考えていきたいと思っております。あくまでも一行政区の中が4世帯だからだめだということではなくて、隣の行政区と合わせる形で組み合わせて救っていくような方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひ、そういう考え方で落ちこぼれが出ないような方法で進めていただきたいと思えます。

それから、この促進事業がおくれると仮定しまして、住宅取得の際に受けられる加算支援金ですよ。これは前にも述べていたかと思いますが、基本的、町長は県と国の方へ期間延長を働きかけるというような答弁であったわけですが、その後どうなっているのか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今のところ、正式な形での回答は来ておりません。ですから、従前どおり3年というふうなところの制度が、今のところ確立されているということでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番(高橋兼次君) これもやはりもっと積極的に働きかけるべきであろうと思います。この3年、いわゆる37カ月だったですね、これが例えば取得できなかったと。この原因が造成がおくれたためだというようなことであつたらば、これは町に責任が出てくるのではないのかなと、そう思うんですよ。ですから、これはこういうようなことが起きないように方法で持っていただきたいなと思いますが、町長、どうですか。

○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) それは前にもお話ししたように、その決められた年数内というのは、当町としては不可能でございます。そういった意味におきましては、これは前にも国会の方、国の方にもお話ししているんですが、あわせてこれは県として一緒に連携しながら、この辺の年度年度で延長していくような、そういう形の中でお願いをしたいというふうに思っておりますし、その辺の県ともそういうようなお話をさせていただいております。

○議長(後藤清喜君) 2番高橋兼次君。

○2番(高橋兼次君) せっきくの制度でございますので、制度が使われないような形になったのでは非常に町民の方々に申しわけございませんので、ぜひそういう形で使えるように進めていただきたいと思います。

それで、この件についてこれまでもる説明があつたわけでございますが、とにかく今後の高台移転、スピード感に向けて町はさらなる努力をすべきであろうと、そのように思います。そういうことで早期の移転を待っている住民の方々多数いるわけでございますので、この方々に一日も早くこたえるべきであろうと思います。その高台移転の事業のおくれが人口流出とかいろんな問題を生むわけでございますので、その点は十分ご承知のことかとは思いますが、さらに留意しまして、スピード感に向け努力されたいと思います。

次に、災害公営住宅についてでございますが、災害公営住宅は災害により住宅を失った被災者に対して自治体が提供する住宅であつて、入居資格、収入要件はなしと。家賃は収入や住宅の広さによって決定されるようになっておりますのでございますが、この公営住宅、先ほども言いましたが、最大で1,000戸と設定されたようでございますが、期間内で建設は可能であるのかなのか。

それから、1棟当たりの建設費はどのくらいぐらいを見ているのか。まず、そこからお願いします。

○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 平成25年で160戸、それから平成26年で240戸、平成27年で400戸、そし

て平成28年で200戸、合わせて1,000戸ということで予定をさせていただいてございます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） おおむねの建設の費用なんですけど、1,000戸としてとらえてはいるんですけど、大体300億程度全部で要するというので、約1戸当たりになりますと3,000万程度、すべて用地取得から設計費、そういったものを含めてそれぐらいの金額を見込んでおります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 現在、計画中の中で建設可能地区は何カ所ぐらい想定しているのか。

それから、これは複数、例えば志津川と戸倉、一緒に建設ができるとすれば、これらはどのような方法で、順位等があるのか。あるいは一緒に建設していくのか。その辺あたりの考え方はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、各地区の建設する総数については小学校区を単位という形の中で考えていきたいというふうに思っております。そういった中で志津川地区については700戸、それから歌津地区においては140戸、入谷で50戸、戸倉で110戸と、そういうふうな状況の中で整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、一斉にやるのかということではなくて、やれる場所から、用地が確保できてやれる場所からスタートをしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） さらに、この公営住宅について仮設住宅からの転用というような考え方はありますか。（「仮設住宅を、からでなくて」の声あり）住宅を。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町でつくりました仮設住宅でございますので、それはそういう方向でも考えることが可能だというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 可能という答えでございますが、可能というと、転用する考えはあるのか……（「考えていきたい」の声あり）ああ、いきたいね。わかりました。ぬくもりのある仮設住宅もあるわけでございますので、使えるものは使っていくと、そのような方向で進めていただきたいと思います。

それから、これも家賃の算定ですね。これの基準はあるのか。あるいは、どういう考え方で

家賃を選定しているのか。仙台市あたりが出したものが新聞に載っているようでございますが、我が町はどういう考えでやっているのか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの仮設の件でございますが、基本的に基礎工事を施さなければいけないということもございまして、またその場所の問題もございまして、その辺を加味しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、家賃の関係でございますが、当然収入によって変わってくるということでございます。基準がございまして。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） その収入でございますが、具体にもし今述べることができれば、今参考までに述べていただきたいと思いますが。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基準それぞれございまして。収入によってそれぞれありますので、1Kタイプということになりまして、いわゆる収入以下、いわゆる政令月収のMAXのところですが、1Kだと1万9,288円ぐらいということになりますし、2Kになりますと3万3,288円、それから4Kになりますと……3LDKか、3LDKになりますと3万5,000円ちょっとですね。それから、4LDKになりますと4万1,000円ちょっとというふうな数字になります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大体その資料の中で目を通していただければ、大体は察しているわけですが、先ほども言いましたように、被災者は当面、数年間は所得が低い、これが想定されるわけでございます。そしてまた、公営住宅の希望者は、調査の結果にもあるように、高齢者の方が多いんですね。ですと、やはり家賃については段階で、収入によって段階があるわけですが、この段階的なものをさらに幾らでも低くできないものなのかと。負担を軽減するために、やはりもう少し全体的に下げる考えはあるのかなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） おおむねの料金について、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、ただそれも政令月収に応じての家賃で決まってくるので、当然所得が低い方につきましては当然家賃が安くなりますし、政令月収で月8万以下の方については、国の方で家賃の低減化事業というのもございまして、最終的には7,000円程度から2万円ぐらいまでの

間の中で設定される住宅もございます。そういった方もおりますので、そういった低減化事業などを使いながら、収入の低い方についてはご支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） できるだけ相対的に抑えていただきたい。そして、どこの市町村よりも南三陸町の公営住宅は安いんだと、そのようなやり方を考えていただきたいと。

さらに、今も申しましたが、この調査によりますと高齢者の方の希望が多いわけですが、これから建設計画建てられわけであろうと思いますが、高齢者に対しての配慮、そういう設計内容にしていいただきたいと考えているわけでございます。

さらには、これから地区地区で戸数、1棟になるのか、何十棟かのビルそんなふうになるのか、これからだろうと思いますが、入居バランスですね。高齢者だけが偏るような入居バランスは避けていただきたい。例えば、この棟、この地域の公営住宅にはとにかく高齢者だけが集まってしまったとか、こっちには若い方が集まってしまったとか、そのようなことにならないように、バランス的なものも考慮しながら入居を進めていただければいいのかなと。やはりいろんな生活上の問題が次々と絡んでくるのかなと、そういうことも懸念しているわけですが、この考え方はどうお考えであるか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これからの建設に当たりましては、当然のごとくバリアフリーというふうなことが当然だというふうに思いますし、またあわせて緊急通報システム、そういったものも設置をさせていただくということで考えてございますし、またあと、コレクティブハウジング、いわゆる福祉住宅というふうな形式のものも、今後検討していきたいというふうに考えてございますし、それから、今ご指摘の年齢バランスということも含めて、やっぱりそういった一定程度の我々としても十二分に配慮しなければならないということは以前から考えてございますので、その辺も含めてこれから進めていきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それから、建設の考え方といたしまして、これから高台移転併用して進めているわけですが、地区地区の高台の住宅地、その中に建設するというような考え方はできないものかなと。コミュニティを重視するというような説明から出てきた観点から申しますと、特に高齢者の話を聞きますと、この年になって家も建てられねえと、住宅に入りてえんだと、ないと遠くさは行きたくねえんだと、できれば我が部落の高台の中さ建ててもらえ

れば、そこへ入りたいんだという方々も多数あるようでございます。ですから、そういうような地区地区の高台への建設の考え方、こういうものはどう考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、小学校区単位ということが基本的に考えてございます。歌津地区で今140戸というお話をさせていただきましたが、希望とするとほぼ半分半分でございます。いわゆる伊里前地区と名足地区といいますか、あの浜地区と。そういうことで考えますと、やはり名足地区にもそういった施設を、防集の高台移転の場所にそういった公営住宅をつくるということも考えてございますので、ただすべての団地を防集の場所につくるということは、これはちょっと棟数の関係も含めてこれは不可能だというふうに思いますが、いずれそういう要望については極力吸い上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 先が短いというふうなことで、何か希望も震災前よりは半分もなくなったような、いわゆる目をおろしたような形の方々が大分あるわけでございます。この方々の願いをできるだけかなえてやっていただけるような進め方をさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それから、最後に、この質問の最後に、公営住宅、去年度から造成が始まり、また来年度後半あたりから入居というふうなことでございますが、最初の入居がいつごろなのか。そして、最後に入居完了がいつごろなのか。いつごろを想定しているのかをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、早いところでは平成25年度の末ということで考えておりますし、それから、最終的には平成28年度ということになってございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 28年度言わず、前倒し前倒しで進めていっていただきたいと。よく高齢者の方々の話を聞きますと、住宅できるうちに、おら、ここにいなくなってしまうというように嘆いている方々も少なくございませんので、できるものは多く消化して建設を進めていただきたいと思っておりますので、努力していただきたいと思っております。

次に、2件目、質問させていただきます……

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時40分。

午後 2 時 2 2 分 休憩

午後 2 時 3 8 分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長より、細部説明の申し出がありますので、許可します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、先ほどの生活再生支援金の加算支援金の申請延長についてとようなことで通知が入っておりましたので、お知らせをいたします。

これはあくまで県として国の方に依頼をしたいというふうなことで、延長の日数としては4年というふうなことで延長をしたいと。現在が平成 26 年 4 月 10 日までというふうなことになっておりますが、平成 30 年 4 月 10 日までというふうなことで、延長を依頼したいということのそういう文書が入っております。ただ、まだ決定ではございませんので、申し述べます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 2 番高橋兼次君。

○2 番（高橋兼次君） ぜひ決定されてもらいたいと思います。

それから、先ほど 1 件目の質問を終わると言いましたが、ちょっと忘れたところがありますので、追加したいと思いますが、その公営住宅の建設体制について、先ほど午前中に町長からの話があったんでございますが、UR ですか、UR との包括覚書締結が行われたということでございまして、その中に UR の課題として、すべての公営住宅建設を担うのは不可能であるというような、資料の中でうたってあるわけですよ。それで、UR はすべては無理だということでもありますので、じゃ、残りの住宅建設はどう考えているのか。それで、その計画の中に町内業者への発注は考えてあるのかないのか。その辺、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然 UR ですべてを賄うというのは無理でございまして、先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、県の方にも委託業務をしたいというふうに考えてございますし、あわせて地元の森林組合あるいは建設業界あるいは建設職組合、そういった方々が勉強会を立ち上げておりまして、そういった方々にも発注をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2 番高橋兼次君。

○2 番（高橋兼次君） ぜひ地元の建設業者も、いろいろ仕事がふえまして腹一杯ぎみになっている方もあろうかとは思いますが、ぜひ地元材を活用しながら、そしてまた業者への発注を進

めていただきたいと思いますが、その中で一戸建ての考えはないでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） この間の特別委員会のときに、整備に関する基本的な考え方という中でお示しはしてはしておりましたが、その中で木造につきましては、4人世帯以上のところに供給をとということで、現在考えてございます。その中で、長屋タイプという部分をその時点では主として考えているところもございましたが、このような人口減少といったことも含めまして、定住化の施策の観点から、戸建ても一定数を検討しているというところでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 待つ身はだれでも同じでございますので、いろんな要望を聞きながら、今後の建設を進めていっていただきたいと、そのように思います。

次に、2件目であります。

東京電力福島第一原発事故についてであります。

震災によりまして発生した原発事故は、事故直後からいまだに毎日のようにテレビ、新聞等を賑わせているわけでございますが、その中で、我が町の農産物あるいは水産物への直接的な影響はあるのかないのか。また、住民の健康的な被害は確認されておるのか。この2点、まずもって質問します。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の2点目でございますが、東京電力福島第一原発事故についてお答えをさせていただきますが、南三陸町地方卸売市場に水揚げをされます水産物につきましては、宮城県から貸与されました放射線検出器を用いまして、現在週3回の検査を行っているところでありまして、その結果は卸売業者である宮城県漁協志津川支所を通じて、買い受け人の皆様に通知をしているところでございます。これまでのところ、国の暫定基準を越える値は出ておりませんが、引き続き検査を行い、正確な情報発信に努めることが風評被害を未然に防ぐために肝要だと考えております。

農産物の放射性物質の測定については、県の機関による測定が行われておりまして、出荷時期を迎えた品目を中心に、農協や復旧センターを介して定期的に測定をいたしてございます。

また、畜産物につきましては、一時稲わらや牧草について使用自粛の期間があり、肉用牛についても出荷停止の期間がありましたが、いずれもその後の調査の結果、一たんは規制が解除されたという状況でございます。

しかし、2月3日付で牛の飼料、暫定許容量が100ベクレルに引き下げられたことを受けまして、県内全域で調査が行われましたところ、100ベクレルを超える数値が検出されまして、3月2日以降、県内全域的に干し牧草の使用自粛となっているということについては、ご承知のことと思います。このことについては、反転耕及び耕起により装置の除染対策を進めてまいりたいと考えてございます。

4月1日以降、一般食品につきましても暫定許容値が引き下げられますので、今後も関係機関との連携を密にしまして、情報の収集と適切な対応に努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 事故直後から我が町でも放射線量測定が始まっているようなわけですが、現在の測定内容、それから今いろいろといろいろなことが見えてきたというか、放射性物質に対していろいろなことが調査の結果浮き彫りになってきているわけですが、今後の測定について改善していく考えはあるのかないのか。（「何を」の声あり）放射線の測定方法。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これから回数をふやしていくというふうな状況で考えてございます。

済みません。先ほどの町民の健康被害の問題ですが、具体的にそういうふうなお話もございませんし、現状としては数値等も問題ないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この原子力発電につきましても、全く私としては無知なわけですが、放射性物質、セシウム 134、137 ですか、これについては大変やっかいなものだなどだけは認識は持っているわけですが、このやっかいな物質、最近になって、今町長も話しましたが、国の暫定基準値が必要以上に厳しいと言われるまでに下げられました。これが4月から適用になるわけですが、100 ベクレルですか、これまでに下げられました。この余りにも厳しくされたこの基準値によりまして、農業あるいは生産業に打撃を与えないのかなというような心配もするわけですが、町長はこれをどうとらえておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、一般食品のこれまでは500ベクレルということでしたが、4月からは100ベクレルになるということにして、それでは今までの500ベクレルが異常値だったのかというふうなことになりますと、コロコロこういうふうに変化してくる

ということになりますと、なかなか国民の皆さんの不安が払拭できないというふうに思っています。ただ100ベクレルに下がりますと、今後そういった数値が引っ掛かってくる可能性も出てくるということも否めないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 全くそのとおりだと思います。これまでは何ともないのが、これが4月からはだめですよというふうなことになるわけですので、何らかの影響が出るものかなと心配しているわけですので。

ただ国は、これを安全を期すという意味で引き下げたというようなことであるんですが、私はむしろ危険が拡大しているようにしか見えないわけですので。

県は2月24日に仙南、栗原の10市町に牧草利用自粛を要請したと。さらに、今月2日になって、石巻と美里町を除くほぼ全域の繁殖農家と酪農農家が利用する牧草に自粛を求めたと。さらに、それが2011年、12年産も自粛を求めたというような発表がなされたわけですので。我が町の牧草利用農家は今どういう状況にあるのか。また、この方々に対しての町の今後の対策はどう考えているのか。

○議長（後藤清喜君） 農林行政担当参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 農家の現在の飼料の状況について、既に議員さん、最新の情報などお持ちのようでございますけれども、ご案内のとおり、農家におきましてはこのたび乾燥の牧草が自粛ということになりました。それから、酪農家においてはもっと早い時期から自粛扱いになってきておりましたので、この間代替飼料を、代替飼料といいますのは、基準の範囲の中で生産されている県内の例えば稲わらとか、それから輸入の餌などを現在代替飼料として提供されておりますし、直近でその100ベクレル以下になったことによって自粛となった農家につきましても、同じように代替飼料を提供していくような形になる見通しでございます。その分につきましては、電力への賠償という取り扱いになっております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大変なんです、本当にね。余りこういうことは深く追求しない方が、むしろいいのかなというような感もありますので、質問を鋭くしない方がいいなと、そういうことを考えながら続けていきたいと思いますが、県内でも福島に近いところで燃料のまきとか、あるいは原木シイタケ、つい最近になってヤマメ等も自粛だというようなことになってきて、その新基準値による影響がもう既に出始まっているというようなことございまして、その中で、本町の24年度産の稲作については影響はどうとらえているのか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 今後の稲作への影響についてのご質問でございますけれども、現在のいろんな農作物などへの影響などから勘案いたしまして、水田の土の部分、土壌に含まれている分につきましては、耕運をすることによって耕作が可能な範囲というふうな見通しで、現在のところおります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 我が町も農地あるいは市街地、いろいろ調べれば出てくる可能性は否定できないわけでございますので、後になって問題が起きるようなことではうまくございませんので、事前に詳細な調査をしながら指導していくことが必要かと思っております。

それで、最近になってこの放射性物質のいろんなことが見え始めてきていると。中央等、あるいは中央以南の新聞等でいろんなことが書かれているというようなことで、その中で福島県の河内村のミミズから大量のセシウムが検出されたと。このミミズは野生動物が餌にしているわけでございますので、植物連鎖で他の動物の体内に蓄積されると、こういう現象が起きていると、こういう可能性もなきにしもあらずだというようなことで、これと同じことが海の中でも起こっていることは否定できないというようなことでございます。

セシウムを取り込んだプランクトンが沈降し、さらにゴカイやソリエがそれを食べ、海底の生き物、いわゆる底魚です、これが食べると。底魚は食べても一定期間内で体外に放出されるそうではありますが、餌そのものが汚染されている以上、これは繰り返されるというような調査研究の結果が出ているようでございます。売れぬ豊漁にならないためのそういう対策を今からとっておく必要があるのかなと。備えあれば憂いなしと、こういう言葉があるわけですが、こういうことについて、町長、どうお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ我々としてできることは、先ほど申しましたように、詳細な調査を継続して進めていくということです。それからあわせて、そうやって得た情報をしっかりと情報発信をしていくということが、風評被害を防ぐ最良の手立てだというふうに私どもは考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それで、文科省の調査によりますと、海にもホットスポットというのがあるというようなことも報じられております。そのホットスポットが点在するということとは、要するに、原発周辺よりも遠く離れたところでセシウムの量が莫大に存在するというよ

うな地点が、我が宮城県の中にもあります。ここからそう遠くありません。名前は伏せた方がいいと思いますが、他人事ではないような、そのような気持ちになっておるわけでございます。

今、三陸の海は、震災の直後から路頭に迷いながらも漁業再開に向けて努力した結果が、ようやく灯りが見えてきたなというような状況の中で、このようなことで水を差すようなことが現実になることは、絶対に避けなければならないのかなと。何らかの方法で、人の手でできることは、阻止しなければならないのかなと、そのように強く思うわけでございます。

また、その正確なデータ、結果を知る前に、誤った認識で生まれるその風評の被害があるわけでございますが、この風評被害についてもやはり事前の対策を練っておく必要があると思います。

いずれにしても、漁業者も、ある意味南三陸町も、海で生活してきたと言っても過言ではないと思います。生産業に関連する人たちは、大分その人たちの中でも生活しているわけでございますので、今、町長からございました詳細な調査、これを範囲を広げて、これから春先になりまして雪解けの季節がやってまいります。海のセシウム流入は、こういう河川が主な流入経路とされております。その辺あたりのところまで手を伸ばしまして調査をし、やはり正確な情報を事前につかみ、それに対しての対応をするべきだと思いますが、その辺、これからどう考えていくのか、町長、どうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も繰り返すようですが、我々としては、詳細に調査をしていくということ以外に与えられた道はないというふうに思っております。確かな知識を持って正しく恐れるということで、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） その詳細な調査のためにも、調査地点を広範囲に広げて、漏れることなく調査をしていくべきであろうと、そう思います。その正確なデータをもって、安全安心を強力にPRしていく必要があると。復興に向けては必ずこれは必要なことだろうと思います。

この原発の事故は収束までにはかなりの道のりがあるかと思いますが、大事なのはこれからであります。これからの対応でありますので、今後またこのような状況の推移を見ながら、この問題については質問を進めていきたいと思っております。今回はこのぐらいで収めるのがいいのかなと思っておりますので、以上を申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

通告3番星 喜美男君。質問件名、1、住宅自立再建への支援策について、2、小中学校防災避難マニュアルについて。以上2件について、一問一答方式による星 喜美男君の登壇発言を許します。7番星 喜美男君。

〔7番 星 喜美男君 登壇〕

○7番（星 喜美男君） 7番星は、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問の相手は町長。質問事項、住宅自立再建への支援策についてを伺います。

東日本大震災から1年がたとうとしております。町の集団移転事業もいよいよ具体的にスタートしようとしております。一方では、行政に頼ることなく、先祖より受け継いできた土地に住宅の再建を計画している人や自らの力で土地を取得して再建を計画している人たちも多くおります。

住宅は単体としては個人資産であります。今回の震災のように大量の住宅が広域にわたり全壊、流出した場合には、地域社会の復興と深く結びついているもので、地域にあってはある種の公共性を有しているものともとらえることができると思います。実際、被災者の住宅や生活の再建が速やかに行われれば、地域の経済が活性化し、復興が促進されることは間違いありません。地域社会の中核を形成する住宅の再建については、地域コミュニティの維持と地域社会の復興に資するという観点からも、自力での住宅再建に向けた努力が報われるべきであると思います。

集団移転事業には巨額の財源を必要とすることなどをかんがみても、こうした個別移転により自立再建を目指す人たちへも手厚い支援を行う必要があるものと考えますが、町長はどのような考えかを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告3番星 喜美男議員のご質問の1件目、自立再建の支援策についてお答えをさせていただきたいと思います。

震災時に浸水域で居住をされていた方で、防災集団移転促進事業に参加せず、個人で移転される方については、がけ地近接等危険住宅移転事業によりまして、移転先地の土地造成及び住宅建設費用の借入金の利子分について最高708万円までの助成制度がございます。また、同事業では、引っ越しや家屋取り壊しについても78万円まで補助されるものでございます。

この制度の適用条件として、建築基準法第39条に規定をされております災害危険区域として町の条例で設定し、住居の用に供することを制限することが必要となります。この災害危険区域の設定につきましては、各地域において集団移転あるいは個別に移転するなど各世帯の

意向を確認し、地域内での合意形成を図りながら、その方向性がおおむね定まった段階で、地域ごとに順次設定することを基本に検討しているところであります。

また、そのほかにも基礎など住宅の一部が残っているものという条件もございます。

しかしながら、今回の津波で基礎まで流された、あるいはがれき撤去の際に同時に基礎を撤去したケースもございます。このようなケースの場合、国の解釈ではこの制度を活用できないというふうに通達をされております。同じ津波による被災で事業の適用に差が生じるということは、町といたしましても被災した方々にご説明することが難しく、現在、発災時点での固定資産台帳等関係書類で建物が存在している状況を確認することにより事業が適用されるなど、国に対して制度運用について柔軟に図れるように要望をいたしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） このがけ地近接等危険住宅移転事業、余り聞きなれない事業でしたが、先ほど前者もちょっと触れておりまして、この基礎ですか、基礎が撤去された例なども大分ありまして、ぜひこの辺は国に対してしっかりとした理解を求めてほしいと思います。

それで、防災集団移転での巨額な資金を要するわけではありますが、確認であります、ちなみに先ほど公営住宅でも、先日の特別委員会では、課長は1世帯当たり2,500万円ということでしたが、先ほどの前者への答弁では3,000万円ということもございまして、この防災集団移転での1世帯当たりの費用と、また公営住宅の1世帯当たりの費用というものを、ちょっとその辺の確認をさせていただきますが、どのようになっていますでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 防災集団移転での敷地、造成分として2,500万円程度かかるであろうという見込みを立てていたところですが、公営住宅とはちょっと話は違ってまいりますので、その辺はちょっと分けて考えていただきたいと思います。公営住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、300億円程度を見込んでおります。1,000戸ということになりますと、戸数でならしますと、平均しますと3,000万程度かかるだろうというふうに思っております。

ただ防災集団移転の場合は、それは敷地の造成分ということでありまして、それに道路の整備費であるとか、浸水地域の土地の買い上げ、あるいは公園の整備、集会所の整備、そういったものを入れますと、1世帯当たりになりますと、設計費等も含めると4,000万とかそういった金額になってくるものというふうに推測をしております。

いずれどこまでが戸当たりの単価として出すのが適当なのかという部分もございますが、4,000万の中には借入金に対する利子助成分も相当額見込んでの金額でございますので、どうしても全世帯がそういった制度をすべて活用した場合という仮定のもとでの金額になるので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） そこで自立での住宅再建であります、一概に金額的なことだけで語れないものであらうと思えますが、いずれにしても自立再建というものを自力で行うということに対してはもっともっと国も県も、そして町としてもしっかりとした支えをしていかなくてはならないものだろうと。はっきり言って金額的に見ても一目瞭然にどちらが得かということがわかるわけでありまして、例えばそういったことをかんがみまして、奨励金のようなものをつけてぜひ自力再建を促進してはどうかということで、その方が確実に復興も早まりますし、また、財源的にも少なくて済むということでありまして、その辺の奨励金ということに対して、町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に町としては、復興計画の中で防集の移転事業とそれから今のがけ近という形の中で、それを取りまとめながら高台移転を進めると、基本的な考え方はそういうことで進めておりますので、現時点として、ただいまご指摘のような奨励金とかという考えには残念ながら至らないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） どうしても国などの基本的な考えというのは、自立再建をするということと経済的に豊かな人が行うというそういうとらえ方をしているのかなという感じがしております、確かに個人資産という点では、個人の資産をふやすことに国が支援をするということは確かにないものだとは思いますが、いずれ決して経済的に豊かな人だけが自立再建を目指しておるのではないということでありまして、例えば防災集団移転事業に参加したといたしましても、少なからず土地の取得であったり、また土地が借地ということで地代が発生するわけでありまして、そうしたことならば先祖より受け継いだ土地に再建をすれば地代の支払いが発生しなくても済むということであったり、また、地域の中で被災をしない世帯が多数残っている地域などは、そのコミュニティという面で離れたくないということで、地域の土地に優先的に住むということを選択している人も多くいるわけでありまして、その辺をしっかりと受けとめて

手当をしていかなければならないものだと思いますが、いずれ公平性というものはむしろそっちの方がしっかりとしたものではないかという感じがするのですが、その辺についてどう考えますでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 自立再建ということですが、基本的には、今星議員がおっしゃっているのを自立再建ということでお話ししておりますが、防集でおうちを建てる方々も、この方々も自立再建ということですので、そこはひとつご理解をいただければというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 確かに、そうですね、用地は取得をして、住宅は自立で建設しなくてはならないという点では、そのようなこともあろうかと思いますが、現実問題として、それだけの巨額の資金を投じてそうした宅地等を用意するというのであれば、せめて例えばライフラインの整備であったり、そういったものに対しての支援といいますか、例えばこのような厳しい財政の中で町の独自の支援というものは望めないところでありますが、町が行っておる水道事業等の、例えば先日特別委員会で同僚議員からも出ましたが、水道管の布設の事業をある程度の距離までは町が整備すると、そういったことも考えられるわけでありまして、ライフラインの整備等は自立再建の人たちにも支援をすると、そういった考えはできないものかどうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その自立再建をする場所ということが、それぞれの方々によっていろいろ差異があるというふうに思います。ですから、どの辺まで支援ができるのかということについては、具体的にどういうふうな、申請等含めて、出るかということについて考えていかなければならないというふうに思います。ですから、いずれ水道の事業費につきましても、例えば住宅の建設費の中に含めてしまおうとか、そこの中での先ほど言いましたような支援策、今利子の支援策もございますので、そういう形の利用というのも一つかなというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 町としても大変な被害を受けているわけで、当然町独自の支援策というものは非常に考えにくいものでありますが、やはりライフラインの整備というものは集団移転でも行われるわけでありまして、それは一定程度の距離であったり、そういったものをきち

んとした基準を設けて支援をするということで、少しでもいわゆる自立再建をする方々を促進をして、支援をしてふやしていく。それが町にとっても国にとっても県としても、私はその方が負担も少なく復興が早まっていくと、そういうとらえ方ができるのかなと感じがいたしております。いずれそういったことでなかなか町に望んでも厳しいものがあるかと思いますが、もう一度、ライフラインの整備も含めてどういった支援ができるのか、十分な検討をしてほしいと思いますし、また、当然国、県にしっかりと働きかけをしてほしいと思いますが、その辺の意欲を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれどうやって自立再建をするかということで皆さんお悩みの状況だということについては十分に承知をいたしてございます。そういった中で、とにかくいち早く自分でうちを再建をするというその意欲のある方々に対して、町としてどういうふうなご支援ができるのかということについては、今後その辺はしっかりと私どもの方も進めながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） なかなか、そうですね、町独自の支援が行われていくのであれば、もうちょっとしっかりとした答弁もいただけるのかなという感じがしますが、ぜひこの件に対してしっかりとした支援が行えるように、ひとつ積極的に働きかけてほしいと思います。

以上で、1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、2問目の質問に入らせていただきます。

質問の相手は教育長で、質問事項として、小学校防災避難マニュアルについて伺います。

最近、石巻市などの小中学校避難マニュアルが問題になっております。宮城県では、津波で被害を受けた15の市と町の小中学校避難マニュアルを、来年度までに見直すよう指導するとしています。本町もその対象と思いますが、これまでのマニュアルをどのように検証し、どのような見直しが行われているのかを、現在の状況を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 星 喜美男議員の2件目のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問は、小中学校避難マニュアルについてということでございますので、お答え申し上げます。

国内観測史上最大規模といわれる今回の地震と大津波によりまして、宮城県内の公立学校におきましては320人の児童生徒と19人の教職員がその犠牲となりました。いまだ42人もの児

童生徒が行方不明のままになっております。当町におきましても、まことに残念ながら3人の児童生徒と2人の教職員が津波により尊い命を奪われてしまいました。地震、津波の発生時刻が幸いにも学校管理下あるいはその直近であったために、当町ではほとんどの子供たちが学校内にとどまり、あるいは統一した行動により難を逃れることができました。

議員ご質問の津波に対する避難マニュアルの見直しということではありますが、従来からの体制としましては、戸倉小学校を除く町内の小中学校は、有事の際の指定避難場所となっております。基本的には、津波注意報あるいは警報が発令された際に、即座に避難行動を取らなければならないのは戸倉小学校のみとなっております。しかしながら、今回の大津波は、避難場所であったはずの戸倉中学校と名足小学校、そして伊里前小学校にも浸水被害をもたらしました。

今回のこのような想定外の事態を受けまして、今後どのように安全な教育環境をつくっていくのかが、まさに喫緊の課題となっております。震災直後において、津波注意報あるいは警報が発令された場合の対応を全校統一するなどの措置も講じてきておりますが、子供たちには、自分の命は自分で守るという意識と行動力を身につけさせるための防災教育が、今一番必要なところだろうと考えております。学校管理下ではなく、いつでもどこで災害に遭っても対応できるような指導を、発達段階に応じて体系化を図りながら実施する必要があるとの認識の上から、平成24年度においてその具体をまとめることとしております。

国におきましても、地震、津波を想定した学校避難マニュアルの新指針を作成し、今年度中に通知するというところであります。

また、来年度からは、すべての学校に防災主任が配置されることも決定しておりますので、それらを活用しながら地震、津波に対する安全教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

夢や希望を一瞬にして奪われた子供たちや教職員の無念の思い、家を失い転出や転学を余儀なくされた子供たちの気持ちをしっかりと受けとめ、今後の安全安心な教育環境の整備に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ただいま答弁をもらいましたが、そうですね、戸倉小学校に関しては避難所にしておるところに、高台に避難しても、さらにそれを越えるような波が来て、私も校長先生に、さらに高台へ避難をしたということで、どの時点でそういった判断をしたんですかという伺った経緯がありまして、校舎が飲み込まれるのを見て即座に高台に避難したというこ

とで、最小限の被害で済んだということのようではありますが、いずれそういった避難マニュアルはもちろんです、そういった現場に即応できる体制といいますか、そういったものをしっかりと決めておく必要があるのかなという思いがいたしております。

今問題になっておりますのが石巻市や仙台市の例なんです、市などの配付した参考資料がそのままコピーしたものなどがあったということで問題になっているわけですが、当町では、一応は学校単位でのそれぞれの立地に個別の事情を反映したマニュアルがつくられておったのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 各学校における防災教育計画でございますけれども、津波、地震に備えた学校の対応マニュアルというのは、教育委員会でもこういうのをつくっておりますけれども、これらをもとに各学校の実態に応じて、学校ごとにこれをもとに作成しております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 防災主任が各学校に配属されるという先ほどの答弁でございましたが、この石巻市などの例を見まして、県にしても市の教育委員会にしても、通達はそれぞれ学校にしてあるのだらうと思いますが、それを検証する、チェックする機能というものが全然働いていなかったのかなと、そのような感じがいたしております、むしろそっちの方が問題なのではないかと私は感じております。そういった点では、うちの町の教育委員会としては、それぞれの学校のそういったマニュアルというものをきちんと把握はとらえておったのかどうか、伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） チェックの話ですけれども、実際にまさしくそのとおりだと思います。具体的に教育委員会の方で一つ一つチェックしておるということは、具体的にはしておりません。

それで、今後やはりそれも含めて、きちんと学校の防災計画を一つ一つ確認して、そして、町内で統一できるものは統一するというようなことで進めていきたいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） もう一点、今回の震災で一つ非常に対応がよかったと思ったのが、保護者への引き渡しをせずに、学校で子供たちをしっかりと守っていたと、その辺が非常によかったのではないかと感じておりますが、今後その辺の引き渡しということへの対応という点では、教育長はどのような方法を考えておられますか。その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 引き渡しの件につきましては、先日も校長会の折にその辺がちょっと話題になりました。避難場所よりも高台にうちがある家庭がある場合、むしろそちらの方に行った方がより安全ではないかというようなことで、引き渡しの問題がそこで話がありました。ただ現在、震災が起きまして、教育委員会の方で各学校に通知を出した内容は、引き渡しについては安全が確認できるまではしないというふうなことで、統一した行動を取っておりますけれども、来年度の町のいわゆる防災計画、それから各学校の防災計画をつくる際に、その辺の引き渡しの時期、それから、その引き渡しをする場合の内容等も含めて検討していきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 非常にこの引き渡しという判断は難しいだろうと思います。津波の到達時間とかいろいろ考えての判断だろうと思いますが、基本的に安全な場所に学校があったり、また避難所に移動しておったら、あえて引き渡して、確かに高台にうちがあったとしても、途中で被災をしている、被害を受けているという例も今回も大分あるようでありまして、非常に判断の難しいところであろうと思いますが、安全な場所におったら何もあえて引き渡す必要はないのかなと、私はそのように感じております。

それと、時間帯ですね、登下校の際にこういった災害が発生した場合の対応というものは、どのような決め方をしていたらよいものとお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 災害はいつどこでどのような状態で発生するかわからないものですから、その辺のことの予想も含めて、やはりいつどういいう状況で起こってもそれに対応できるというふうな、やはり計画を立てていかななくてはならないと思っております。

一つ具体の例を申し上げますと、震災が起こってからある学校で取り組んだ例なんですけれども、現在、すべての子供たちはスクールバスを利用しております。スクールバスに乗っていたときに、いわゆる津波とか地震が起こった場合にはどうするのかというようなことで、実は消防署の方が中心となって、そのときの事態を想定して避難訓練を計画しておりました。ただ天気が悪くてできなかったということで残念なんですけれども。そのほかに、ある学校ではスクールバスに乗っている子供にリーダーを決めて、そして携帯のラジオを持たせると。さらには、スクールバスに乗っている停留所ごとに避難訓練を実施したと。そして、学期に2回ずつやっているというそういう学校もあります。あとは、教員をスクールバスに乗せて、

そして下校とそれから登校の安全指導をしているというそういう例がありますので、今後いわゆるいつどこで発生するかわからない災害に対して、やはりきちんとそれらを想定して計画をつくっていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 登下校は、うちの町は地域との連携というのは非常によく取れた地域であろうと、町であろうと、そのように思っております。それぞれの地区に絶対安全な避難場所というものがそれぞれにあると思いますので、そういった登下校途中であれば、地域との連携ということで安全な場所に移動するというような、しっかりとしたルートと避難場所というものをそれぞれの地区にしっかりと決めておく必要もあるのかなと、そのように感じております。いずれより早くより高くがこの基本だと思っておりますが、そういった地域との協力、連携ということについてどうお考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員さんがお話ししたとおりでございます。やはり避難、それから防災については学校だけではできるものではありませんので、保護者や地域の方々との連携のもとで進めていかなければならないと考えております。

これも一つの例ですけれども、今各学校に避難された仮設の住宅がありますけれども、その仮設に住んでいる方と一緒に避難訓練をしている学校もございます。そういう意味でやはり連携を深めて、町、それから保護者、地域、学校、一体となった対応が必要かと思われま

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） そして、先ほど前者も言っていたんですが、今回の震災で原発への対応という新たな課題が出てきたわけでありまして、当町では女川原発から半径 30 キロ以内というそういった位置にありまして、そういった原発への対応というものをどうマニュアルに盛り込んでいく考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 町の防災計画の中にこの原発のことがありますので、町との防災計画との整合性を図りながら、今後進めていきたいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） そのとおりだと思います。これは子供たちの問題だけではないわけですが、いずれ大きな地震、津波等が発生した際には、今回の震災の福島原発の情報等の何といたしますか、対応といたしますか、発信状況を見ましても、いずれ通信手段が非常に悪くな

って情報が遮断されてしまうことなどを懸念した場合には、そういった大きな地震があった場合は原発事故が発生しているという前提でのマニュアルをつくっておく必要があるのではないかと、私はそのように考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今回の福島原発の問題がありますので、大変重要なことだと思っております。そういうことも含めまして、やはり検討していかなければならないかと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） そうですね。もう一つが、先ほど30キロ圏と言いましたが、先日のニュース等でもとらえてありますように、アメリカは在日アメリカ人に対して80キロ圏外に避難するようという指示を出したということでありまして、30キロが安全だという根拠は何もないわけでありまして、先ほど、より早くより高く、さらにはより遠くというものも一つ加えて、そういったことを移動なり何なりできるような手段なり方策というものを、しっかりと町と議論しておく必要があるのかなとそのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） より早くということで、そしてより遠くということでありまして、いろんな検討しなければならない課題がありますけれども、今議員さんがおっしゃったようなことも含めまして、やはり慎重に対応を考えていかなければならないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） そういったことでいろんな想定のもとに、今回は他の県などは、かなり大川小学校の例を参考にして検証がなされているいろいろ防災計画等がつくられているようでありまして、ぜひそういった検証を十分に行って、そして子供たちを含めた安全安心というものをしっかりと確保していただきたいと思っております。終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で星 喜美男君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3 時 3 8 分 延会